

鎌倉税務署 からのお知らせ

問合せ 鎌倉税務署 個人課税第一部
☎〇四六七―二二―五五九一(代)

◆確定申告書は、

自分で書いてお早めに

税務署窓口で、所得税・贈与税・消費税についての相談と申告書の受付をします。土日祝日は開署していませんが、二月二四日(日)・三月二日(日)に限り確定申告書作成のアドバイスや申告書の受付をします。

税務署の駐車場は四月中旬まで利用できません。臨時駐車場もありませんのでご注意ください。なお、各申告書は郵送、税務署の時間外文書収受箱への投函により提出できます。

①所得税

二月十八日(月)～三月十七日(月)
※納税には安心・便利な口座振替をご利用ください。振替日は四月二二日(火)です。

②消費税(個人事業者)

三月三十一日(月)まで

③贈与税 三月十七日(月)まで

確定申告書臨時提出所(提出のみ)

日時 二月十八日(月)～三月十七日(月) 十時～十六時

場所 イトーヨーカドー大船店一階

エスカレーター横

◆年金受給者・新規住宅取得者

などのための申告指導相談会

年金受給者・給与所得者で、所得税の住宅借入金等特別控除等の還付申告をする人の申告相談を受け付けます。

対象外 事業・不動産・譲渡(土地・建物・株式等) 所得のある人

日時 二月八日(金) 九時三〇分～十六時三〇分(十二時～十三時は

除く。受付十五時三〇分まで。相談者多数の場合は早めに受付を終了します)

場所 福祉文化会館

◆インターネットを利用して

①国税電子申告納税システム e-Tax
<http://e-tax.nta.go.jp>

一定の第三者作成書類の添付を省略できるほか、本人の電子署名と電子証明書を付して電子申告した場合、平成十九年分か平成二〇年分どちらかの所得税額を限度に五千円を控除できます。利用するには事前に利用開始の手続きをしてください。

②国税庁ホームページ

<http://www.nta.go.jp>

「確定申告書等作成コーナー」で申告書を作成できます。

③国税のよくある質問はタックスアンサーホームページ
<http://www.nta.go.jp/taxanswer>

◆所得税の確定申告町役場でも受付

所得の種類が給与か年金のみで、医療費控除などの諸控除を受ける場合は、役場でも所得税の申告相談をします。

日時 二月十八日(月)～三月十七日(月)(閉庁日は除く) 九時～十六時(十二時～十三時は除く)

場所 役場四階大会議室

町役場で申告相談ができない内容

- ・事業所得、不動産所得、配当所得、報酬に係る雑所得(原稿料や講演料等)、一時所得(生命保険契約等に基づく一時金等)、譲渡所得(土地、建物、株式、ゴルフ会員権等)
- ・災害や盗難等に伴う雑損控除、住宅借入金等特別控除等

仮収受 できあがっている確定申告書は、所得や控除の種類に関係なく、町役場で三月十七日(月)まで受け付けています。

問合せ 税務課

☎内線二五一～二五三

◆住民税 住宅借入金等特別控除

国から地方への税源移譲により、所得税が減税となり、所得税から控除できる住宅借入金等特別控除額が減る場合があります。平成十一年から平成十八年末までに入居し、所得税の控除を受けている人で、所得税から控除しきれなかった額がある場合は、毎年、専用の「市町村民税・道府県民税住宅借入金等特別控除申告書」を提出することで、住民税の税額控除を受けられます。

対象者 平成十一年から十八年中に入居し、

①給与所得のみで年末調整を済ませた場合源泉徴収票の源泉徴収税額が〇円で、住宅借入金等特別控除可能額がある人

②確定申告をする場合所得税額①－配当控除額②－住宅借入金等特別控除額③となる人

所得税の確定申告書A

氏名	住所	所得の種類	所得金額	控除額	課税額
田中 太郎	〒100-0001 東京都千代田区千代田1-1-1	給与所得	1,000,000	1,000,000	0
		配当所得	100,000	100,000	0
		雑所得	50,000	50,000	0
		合計	1,150,000	1,150,000	0

申告方法

①給与所得のみで年末調整を済ませた場合「住宅借入金等特別税額控除申告書（給与収入のみを有しており確定申告書を提出しない納税者用）」と源泉徴収票を一月一日の住所地の市区町村へ提出する。

②確定申告をする場合「住宅借入金等特別税額控除申告書（確定申告書を提出する納税者用）」と確定申告書を税務署か一月一日の住所地の市区町村へ提出する。

「住宅借入金等特別税額控除申告書」の入手方法

①税務署・市区町村の税務課の窓口
②町ホームページ
申告期間 二月十八日(月)～三月十七日(月)

控除額

①か②のいずれか少ない額③
①前年の所得税に係る住宅借入金等特別税額控除額

②平成十八年の税率で計算した前年の総合所得分の所得税額+前年の税率で計算した前年の分離課税分の所得税額-配当控除額・投資・リース税額・免除肉用牛

③前年の税額控除前の所得税額
問合せ 税務課

☎内線二五一～二五三

平成二〇年四月から

「特定健康診査」「特定保健指導」がはじまります

生活習慣病対策の必要性

高齢化の急速な進展に伴い、疾病構造も変化し、疾病全体に占めるがん、虚血性疾患（心筋梗塞・狭心症）、脳血管疾患（脳梗塞・脳出血）、糖尿病等の生活習慣病の割合は増加し、死亡原因でも生活習慣病が約六割を占め、医療費に占める生活習慣病の割合も国民医療費の約三分の一となっています。

生活習慣病の中でも、特に心疾患、脳血管疾患等の発症の重要な危険因子である糖尿病、高血圧症、脂質異常症（高脂血症）等の有病者やその予備群が増加し、また、その発症前の段階であるメタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）が強く疑われる人と予備群と考えられる人を合わせた割合は、男女とも四〇歳以上では高く、男性は二人に一人、女性は五人に一人の割合に達しています。

「特定健康診査」・「特定保健指導」とは、

今年四月から医療保険者（町では国民健康保険）が四〇～七四歳の加

入者を対象として、毎年度、計画的に実施する、内臓脂肪型肥満に着目した内容での健康診査を「特定健康診査」といいます。

この健診により内臓脂肪型肥満を見つげるための腹囲測定や血液検査等を行いメタボリックシンドロームの該当者や予備群を見つけます。

また「特定健康診査」の結果により健康の保持に努める必要がある者に対し、毎年度、計画的に実施する支援等を「特定保健指導」といいます。

「特定健康診査」・「特定保健指導」に関するQ&A

Q、現在、町保健センターで行っている集団健診や町の診療所等で行っている施設健診はどうなるのですか。

A、町の国民健康保険にご加入の人で四〇～七四歳までの人は集団健診もしくは逗葉医師会加入の医療機関にて、健診を受けることができます。

Q、社会保険の加入者（本人、扶養者）ですが町の健診は受けることができますか。

A、今年四月から法律改正により四〇～七四歳までの人については各保険者が「特定健康診査」・「特定保健指導」の実施について義務を

負うことになりましたので各保険者（健康保険組合等）にお問い合わせください。

Q、私は町の国民健康保険に加入していますが七五歳以上です。今までもおり健康診査を受けることができますか。

A、今年四月から「後期高齢者医療制度」が始まり県広域連合は医療保険者となりますが町では逗葉医師会加入の医療機関にて健康診査を受けていただけるよう検討中です。

※昨年十一月に葉山町国民健康保険加入者で平成二〇年度「特定健康診査」「特定保健指導」の対象者にアンケート調査を実施したところ、多くのご回答を頂きました。ありがとうございます。

問合せ 健康増進課 ☎内線二一一 保健センター ☎八七五―二七五

